平成２５年（フ）第１００６号
愛知県津島市城山町１丁目189番地
破産者　鈴木　康之
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５０号
名古屋市中川区助光１丁目108番地の１　エスパシオベルデ101号
破産者　後藤　敦久
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８１号
京都市伏見区桃山町泰長老93番地７
破産者　松平　慶光
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９８８号
大阪市福島区福島３－５－15　メゾン荻田205号室後藤方、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番９号
破産者　鮮魚店「東條」こと東寿司こと　東條　英喜
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１０号
大阪府寝屋川市明徳１丁目10番22号
破産者　内田　智子（旧姓奥村）
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４００号
大阪府東大阪市島之内２丁目２番30号　アバンティＨＦ302号
破産者　オクモト商店こと　澳本　清孝
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９８号
大阪府門真市千石西町２番13―401号
破産者　鈴木タクシーこと　鈴木　良治
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３８号
大阪府東大阪市森河内東１丁目14番20号
破産者　伊原　且根
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１１号
大阪市住吉区苅田８丁目６番19号
破産者　曽田　國男
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１９号
大阪府東大阪市楠根２丁目９番29号
破産者　宮本　芳一
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７２号
大阪市西淀川区姫島３丁目４番34―908号
破産者　渡邉知永子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７３号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番12号
破産者　蒲生　惠美
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２３号
大阪府岸和田市藤井町２－１－２ユニライフグランヴィラ801、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町２丁目27番37号
破産者　増田　雅浩
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1321号
破産者　太田　恵子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
大阪府貝塚市澤1225番地５
破産者　アトム電器二色浜店ことかわちでんかストアー二色浜店こと　前田　　治
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１６９号
兵庫県明石市二見町西二見661番地の42、開始決定時の住所神戸市長田区大谷町３丁目14番43号
破産者　川上　武夫
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７５号
神戸市灘区篠原伯母野山町３丁目12番２号
破産者　稲垣　孝昭
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県姫路市北平野６丁目８番23号、従前の住所兵庫県姫路市西今宿３丁目５番１―202号　リバティ今宿
破産者　三宅　雄介
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７４号
兵庫県高砂市曽根町2399番地の８、開始決定時兵庫県高砂市中筋５丁目２番11号
破産者　宮川　　明
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部